

## 京都大学研究公正推進アクションプラン

平成27年3月  
平成28年7月改正  
平成29年8月改正  
平成30年8月改正  
令和元年10月改正  
令和3年1月改正  
令和3年12月改正  
令和4年9月改正  
令和5年11月改正  
令和6年10月改正  
研究公正委員会

はじめに

本アクションプランは、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」に基づき、京都大学での学術活動（研究及び学習）を公正に推進するため、本学として取り組むべき事項を示すものである。（▶ は実施責任部署）

### ①ガイダンスでの学生への「公正な学術活動」の啓発

- (1) 学部新生に対して、入学時の全学共通科目に関するガイダンスにおいて、公正な学術活動の教育を行う。すべての学部授業を英語で行うコースについては、英語で行う。学部への編入学生に対しては、編入時に公正な学術活動の教育を行う。  
▶国際高等教育院、各学部
- (2) 卒業研究を行う場合には、年度初めのガイダンス等で卒業研究に対応した公正な学術活動の教育を行う。  
▶各学部
- (3) 大学院の新生に対して、入学時のガイダンスで公正な学術活動の教育を行う。大学院への編入学生に対しては、編入時に公正な学術活動の教育を行う。  
▶各研究科等
- (4) 学部生・大学院生に対して、学術情報リテラシー関連の講習会等で文献検索等と併せて公正な学術活動の教育を行う。  
▶図書館機構

### ②学術マナー教育

- (1) 教員に学術マナー教育資料を配付することで、以下の点を促す。  
▶各学部、各研究科等、国際高等教育院
  - ・授業の配付資料には引用元を明示することを標準とし、教員自らが適切な引用等の模範を示すこと。
  - ・学術研究の統一的な理解と、責任感と謙虚さを伴った発表を学生に指導すること。
  - ・レポート課題等を具体的な学術マナー教育の重要な機会ととらえ、剽窃等の不正を根絶するよう学生に指導すること。不正行為の具体例や不正行為が認定された場合の処分についても明示すること。
  - ・レポート課題等に剽窃等の不正がないか教員が確認すること。

### ③大学院生への論文執筆教育

- (1) 学術論文や修士論文、博士論文を執筆する前までに、必ず一度は対面で研究公正の基本についてのチュートリアルを教員に実施させ、研究科等で実施状況を記録し、保管する。あるいは代替措置として、本学が定める大学院共通科目「研究倫理・研究公正」を学生に受講させる。

▶各研究科等、国際高等教育院

- (2) 大学院生への研究公正の基本についてのチュートリアルの実施状況及び実施内容について、部局の特性に応じたモニタリングを行う。

▶各研究科等

- (3) 大学院生が著者（共著者を含む。）となる論文（修士・博士論文を含む。）や大学院生のレポート課題の指導を行う際に、教員に剽窃チェックツールの利用を促し、適切な表示による引用や研究の独自性の確認等の不正防止への取組を推進する。

▶各研究科等

### ④教員・研究者への対応

- (1) 教員・研究者に対して、eラーニング等による研究公正に関する研修の受講を義務づける。

▶各部局、研究公正委員会、事務本部（研究推進部）

- (2) 教員の新規採用時の講習において、研究公正について啓発を行う。

▶各部局、事務本部（人事部、研究推進部）

- (3) 教員・研究者に対して、学術情報リテラシー関連の講習会等で文献検索等と併せて公正な学術活動について啓発を行う。

▶図書館機構

- (4) 研究公正に関する研修と併せて、研究公正パンフレットと研究データ保存パンフレットを配付し、新規採用者を中心に全ての教員・研究者に対し意識向上を促す。

▶各部局

- (5) 教員・研究者が著者（共著者を含む。）となる論文について、剽窃チェックツールの利用を促進する。

▶各部局

### ⑤研究データ保存

- (1) 本学で研究活動を行うすべての学部生・大学院生・教員・研究者には、発表した研究成果の根拠となる研究データを、大学と部局が定めるルールに従い、一定期間保存し、適切に管理、開示する責務がある。部局においては、この研究データの保存に係るルールを、内規等でしっかりと定めるとともに、少なくとも年度内に1度は構成員に対して周知徹底する。

▶各部局

- (2) 研究データ保存計画の策定状況及び研究データの保存状況について、部局の特性に応じたモニタリングを行う。

▶各部局

### ⑥環境の整備

- (1) ①～⑤の実施に必要となる、ガイダンス資料、学術マナー教育資料、対面型研究公正

チュートリアルの実施要綱、eラーニング等による研修資料、新規採用教員講習資料、研究公正パンフレット及び研究データ保存パンフレットを作成し、学部生・大学院生・教員・研究者及び研究公正の推進に関わる者へ理解しやすい情報提供を行う。

▶研究公正委員会、事務本部（研究推進部）

(2) 剽窃のチェック及び研究データの保存等に供するシステム環境を整備し、利用促進の周知を行う。

▶各部局、情報環境機構、事務本部（研究推進部）

(3) 部局における研究データの保存に責任を負う部局長に対し、必要な講習等を通じて、研究データの適切な保存に係る体制強化を促す。

▶研究公正委員会、事務本部（研究推進部）

(4) 研究公正やその教育に関する情報・リソースを共有する場を設けるなど、学部生・大学院生・教員・研究者への支援体制を整備する。

▶事務本部（研究推進部）

(5) 本アクションプランの実施項目について、毎年度に実施状況を確認し、検証する。

▶研究公正委員会、事務本部（研究推進部）

※本アクションプランは令和7年4月1日から適用する。